

# 青年學校教科書

修身及公民科  
卷二

教科書文庫
4
110
44-1942
2000081282

子三年制用

財團法人 社會教育協會

42692

教科書文庫

4
110
44-1942
2000.0 8/282

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



室 行 刊

日六十月二年七十和昭  
濟定檢省部文  
用科民公及身修校學年青

教科書文庫

4

110

44-1942

2000081282

4C  
110  
D217

編遠重積穗

書科教校學年青

用制年三子女科本



二 卷

人法團財  
會協育教會社

広島大学図書

2000081282



教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナ  
リ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母  
ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣  
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉  
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民  
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン



斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ  
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル  
任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少  
年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ  
稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ  
失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實  
剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

御 誓 文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ  
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ  
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ  
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ  
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

凡 例

- 一、本書は、青年學校教授及訓練科目要旨並びに同要目に準據し、修身及公民科の教科書として著したものである。
- 一、本書は、教育に關する勅語の旨趣に基づき、徳性を涵養し、公共生活を完うするに足るべき性格を育成し、殊に我が國體の本義と立憲自治の精神とを體得せしめ、以て國家のため健全有爲の青年を育成することにその主眼點をおいた。
- 一、青年學校に於ける學習は、生活の實際と郷土の實情とに即して行はれなければならない。本書によつて學ぶ際にもよくこの點に留意して、決して單なる知識の域に止ることなく、環境に應じ體驗に照らして精神を會得するやうつとむべきである。

目次

第一 我が國……………一

第二 立憲政治……………一二

第三 地方自治……………二四

第四 正義……………三〇

第五 國法……………三五

第六 國民經濟……………四三

第七 納税……………五一

第八 國防と國交……………五八

修身及公民科

第一 我が國

一、皇室と臣民

神國日本

我が大日本帝國は神國である。皇祖天照大神の神勅に基づき、大神の御子孫が代々相繼いで萬世一系の皇位を踐み給ふ。このやうに尊い國體をもつ國は他にその類がない。されば、北畠親房は神皇正統記に於て、大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳へ給ふ。我が國のみこの事あり。異朝にはそのたぐひなし。この故に神國といふなり。」と述べて、我が國體が萬邦に冠絶してゐることを説いた。大日本帝國憲法第一條に、大

我が國

日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのは、實に我が國がかゝる萬世一系の皇統と相依つてのみ存立する世界無比の君主國であることを明らかにしたものである。

## 天皇の尊嚴

天皇は、皇祖天照大神の御子孫として皇祖より傳へ給うた御位に即き給ひ、皇祖皇宗の御心のまに／＼この國を治め給ふ現御神であらせられる。大日本帝國憲法第三條に、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。同じく第四條には、天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とあつて、天皇が我が國の統治權の主體にましますこと、並びに我が國が立憲政體をとる君主國であることを明らかにしてゐる。

神武天皇は大和の橿原に都を奠め給ふに當つて、皇孫正を養ひ給ひし心を弘めと宣はせられ、御歴代の天皇は神武天皇の大御心

を承繼ぎ給うて、道を正しくし、徳を施し、義は君臣であつても情は父子のやうに國民を愛撫し給ひ、代々の國民もまた心を一にして忠誠を致し、君民一體となつてゐるのであつて、これは實に我が國體の精華である。

## 君民一體

我が國に於ては、國全體が一つの大きな家族の形を成してゐるのであり、皇室はその宗家であらせられ、國家の中心を成し給ふのである。されば、國民が天皇を仰ぐことは、その情に於てはあたかも家族が家長を敬ふと同様であつて、心から皇室を尊崇し奉り、忠君と愛國とは相一致してゐるのである。吉田松陰が「君臣一體忠孝一致、たゞ我が國を然りとせず」と言つたやうに、忠と孝とはその本は一であつて、二ではない。また、我等が大家族の家長であらせられる天皇に對し奉り忠誠を致すことは、大きな家である國を愛し、國のために盡くすこととなるのである。

畏くも昭和三年十一月十日の即位禮當日紫宸殿の儀に於て賜はりたる勅語に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

と仰せられてあつて、一大家族國家をなすうるはしい君臣の關係を明らかに示し給うたのは、有難ききはみである。

**訓導**

我が國體の精華を究めてどんな感激にうたれましたか。

## 二、大日本帝國憲法

欽定憲法

明治天皇は明治二十二年二月十一日紀元の佳節に當り、大日本帝國憲法を發布し給うた。大日本帝國憲法は、我が國體に基づき

廣く西洋の法制をも參酌して定められたもので、天皇・臣民權利義務帝國議會國務大臣及樞密顧問司法會計補則の七章七十六條から成る。憲法發布の勅語に、

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

と仰せられてあるやうに、この憲法は天皇が皇祖皇宗よりお承けになつた大權によつて、我等臣民に下されたものである。外國の歴史にあるやうな、人民間の約束や君主と人民との協定など出て來たものと異なり、天皇が國家の基礎を永遠に固うし、國民の安全と幸福とを永久に全うするために統治の大法として定め給うたいはゆる欽定憲法である。勅語にはまた、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其

ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリと仰せられてあつて我等國民が天業を翼賛し奉るに於て必ずその任に堪ふることを御信頼あらせられてゐる。純忠至誠なる祖先の血を受けた我等國民は、海行かば水づくかばねとならうとも、また山行かば草むすかばねとならうとも、大君の邊にこそ死なめと願はずにはゐられないのである。

また憲法發布の御告文に、

「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ」

「八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」

と仰せられてあるやうに、萬邦無比の尊嚴なる國體を戴き、立憲政體のもとに我等の生活は護られてゐるのである。

帝國憲法  
の内容

我が憲法は、明治二十三年十一月第一回の帝國議會召集の時を以て施行され、これより我が國は立憲國としての實を備へるやうになつたのである。

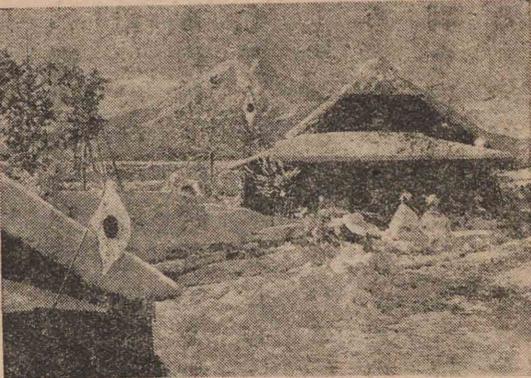
憲法は國家最高の根本法である。立法即ち法律を制定する作用は帝國議會の協賛を経て行はれ、司法即ち民事刑事の裁判をする作用は裁判所によつて行はれ、行政の作用は行政機關に委任して行はれるが、これらはすべて天皇の統治權の發動である。しかして、その他一さいの統治作用は天皇の御親裁あらせられるところであつて、これを大權と稱し奉る。また、憲法は國民に參政の權利を與へ、國民をして協力一致して國家の政治に參與せしめられる。我等國民はひたすら憲法を重んじ、これに遵つて、有難き聖旨に副ひ奉るべきである。

課題

帝國憲法が萬邦無比である理由を述べなさい。

祝祭日

### 三、祝祭日と國旗・國歌



我が國の祝祭日は、新年・紀元節・天長節・明治節の祝日と、元始祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭・大正天皇祭の祭日とである。これらの祝祭日には、おそれおほくも宮中に於かせられては、莊嚴なる御儀式をとり行はせられるともれ承る。我等はこれらの祝祭日のいはれをよく辨へ、我が國史を尊重し皇恩に感謝し、皇室の御繁榮を祈らなければならぬ。

國旗

國旗は、國家の理想もしくはその歴史、または國體を表象し、これによつて國家の獨立と主權の存在とを示すきはめて神聖なもの

國歌

である。我が國旗は明治の初に制定せられたもので、その日章は我が肇國の精神を表象してゐる。我等は我が國の表象たる國旗を崇ぶことを忘れてはならない。

國歌は國家の式典や國際上の儀禮等に當つて、全國民の赤誠を捧げて歌ふものであり、唱和の際には、國民はもちろん、外國人も起立脱帽するのが禮儀となつてゐる。我が國歌の歌詞は、古歌から採り、これを作曲し、明治二十三年國歌として定められたものである。歌詞の内容は實祚の無窮を祈りまつるものであつて、全國民の信念の一つに凝つたものといへる。

**課題**

國旗を見て、或は國歌を聞いて、感激した經驗を書きなさい。

### 四、我が國の文化と國勢

日本民族は國初以來、皇室を中心として固有の國民精神を固め、

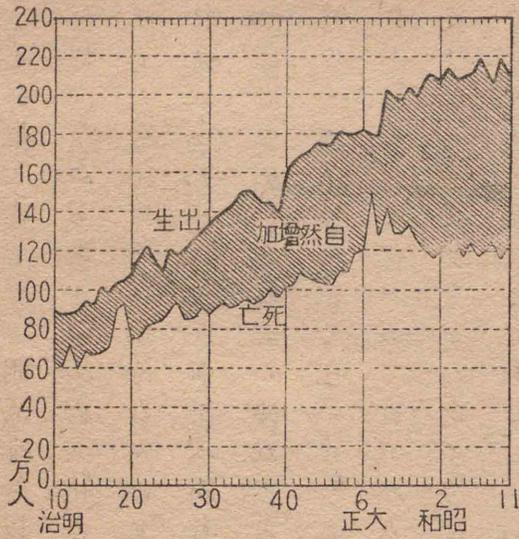
我が國の文化の優越性

我が國勢

忠孝を以て道德の本義としてきた。次いで儒教及び佛教を輸入して、これを我が國在來の國民道德と融合せしめ、東洋固有の文化の粹を集大成した。明治維新以來は、西洋文化を輸入し、その發達を圖つたから、東洋の精神文化と西洋の物質文化とは、我が國に於て統一融合せられ、獨特の高い文化を築き上げた。もちろん、その中樞を成すものは、日本民族固有の忠孝の國民道德であるが、我等は今後も絶えず外國の優れたところを攝取し同化して、我が國獨特の光輝ある文化の創造につとめなければならぬ。しかして、我が日本の文化を以て、世界の人類にあまねくその恩澤を及し、彼我ひとしく我が皇室の御恩澤に浴せしめるやうにすることは、我等の名譽ある任務である。

文化の發達とともに我が國力は充實し、いまや新東亞建設の大使命を擔ふに至つた。人口は既に一億に及んで、しかも年々増加

海外發展



我が國人口の増加表

の傾向にあり、國富は約一千億圓に達せんとしてゐる。産業の躍進もいちじるしく、纖維工業の如きは世界の第一位を占めようとしてゐる。更に、重工業の進歩も他の先進國の班に列するに至り、水産業海運業も世界有数の地位を占めてゐる。我等はます／＼國內産業の發達を圖り、世界市場の開拓につとめなければならぬ。

國力の根源は人と物とにある。我が國は、人口總數に於ては世界の第六位を占め非常に心強いが、更に質の向上を期し、強壯なる體位をつくり上げなければならぬ。しかも、我が國人口密

度は世界第一であるから、國內のなほ人口稀薄な地方の開発につとむるとともに、すゝんでアジア大陸南洋南米等の新天地を拓き、高き文化と優れた體位と不拔の日本魂を以て、資源を開發し市場を獲得し、新東亞の建設につとめることこそ、今後の國民の責務である。しかし、この男子の海外發展に永住性をもたせるためには、女子の協力が必要となるのである。

■ あなたの郷里で、海外發展に協力した婦人があつたら述べなさい。

## 第二 立憲政治

### 一、我が國立憲政治の由來

公論を重んず

神代の昔、八百萬の神々が天安河原あまのくはらに集つて會議をなされたことが古書に記されてゐるが、公論を重んずるのは我が國古來の美

憲法の制定と發布

風である。御歴代の天皇が大政を親らし給ふに當つては、祖宗の御遺訓に恪遵せられるとともに、常に民意を重んぜられた。しかるに、武家が政治を行ふやうになつてからは、一般庶民の意思は顧みられなかつたので、上下のへだたりが生じ、國運の發展を防げたことが少くない。

王政古に復するや、明治天皇は五事を天地の神々に誓ひ給ひ、新政の大方針を定められた。その御誓文の第一に、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシと宣はせられ、我が國の政治は公論によらねばならぬことを示された。かくて、明治八年に元老院、大審院を設け、また地方官會議を開き、漸次立憲政體に入る階梯とされた。民間に於ても民權を尊重せねばならぬことを覺るものが多くなつて、立憲政治を要望する聲が起り、政治思想も次第に進歩してきたので、天皇は明治十四年に勅を下し、明治二十三年を期して國會を

開くべき旨を宣し給うた。同十五年には伊藤博文をヨーロッパに遣はして憲法制度を調査せしめ、その歸朝とともに制度取調局を設け、博文をその長官として憲法の起草に當らしめ、次いで十八年には内閣制度を立て、二十一年には樞密院を置き、また市制町村制を布いて地方自治の制を整へられた。かくて明治二十二年の紀元の佳節を以て皇室典範及び大日本帝國憲法が發布せられ、立憲政體の採用をみるに至つたのである。

## 立憲政治

我が帝國憲法は既に學んだやうに、天皇が國を統治し給ふに當つて、御親裁になる事項のほか、立法權、司法權、一般行政について定められた大法である。これを行使する帝國議會裁判所政府は互に獨立した機關で、その權限が定められて相侵すことなく、また立法に協賛して大政を翼賛し奉る帝國議會は、國民の選舉した議員を以て組織される。このやうに、立法、司法、行政の機關を分つてそ

の權限を行はしめ、また議會を通じて、國民をして國政に參與せしめる政治の形式を立憲政治と名づけるのである。西洋の立憲政治は、政府が專斷なことをしないやう、また、民意に基づいて政治が行はれるやうにとの趣旨から、人民が君主と相争つて得た君民協約、または民定の憲法に基づくものであるが、我が國の立憲政治は、明治天皇が皇祖皇宗の御遺訓に基づき、國民を赤子と思召される有難い大御心から御治定になつたもので、その憲法は世界に類なき欽定憲法である。我等國民はこの大御心を奉體して、皇國の政治に參與し、大御業を翼賛し奉ることを寸時も忘れてはならない。

立憲政治下の女性の心がけについて考へなさい。

## 二、政 府

天皇は臣僚の輔弼によつて、大權を行使あそばされる。輔弼と

大權の輔弼

は、天皇が大權を行使し給ふに當り、大御心を輔翼し奉り、機に應じて意見をすゝめ諮詢に奉答することである。常侍輔弼の任には内大臣が當り、皇室事務は宮内大臣、國務は國務大臣、軍の統帥事項は參謀總長、軍令部總長が輔弼し奉る。

輔弼と責任

國務大臣は國務に關して天皇を輔弼し奉り、その責に任ずる。即ち、國務の遂行に當り直接その責を負ふものでもし、過誤があれば、國務大臣は天皇に對し奉り、直接その責を負ひ奉らねばならぬ。且、いかなる理由があつてもこの輔弼の責任を免れることは出来ない。法律勅令その他國務に關する詔勅は、必ず國務大臣の副署を要することになつてゐる。これは國務大臣の輔弼のあつたことを明示してゐるのであるが、副署無き事項に對しても、輔弼の責任あることはいふまでもない。

内閣

内閣は内閣總理大臣を首班として、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法

文部、農林、商工、逓信、鐵道、拓務、厚生の各省大臣たる國務大臣を以て組織してゐる。各省大臣でない國務大臣を無任所大臣といつてゐる。また、宮内大臣、内大臣は大臣といつてゐるが國務大臣ではない。内閣のことを一般に政府ともいふ。

樞密顧問

なほ内閣のほか、最高顧問府たる樞密顧問を設け、元勳練達の士を以てこれを組織してゐる。これに御諮詢あらせられるのは、大政の遂行の十全を期し給ふ有難き聖慮に出づるのである。

内閣を組織する各省大臣と各省の職能を研究なさい。

三、帝國議會

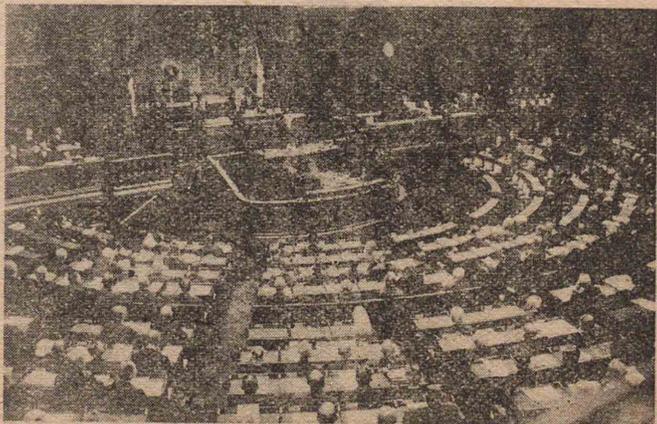
帝國議會

天皇は國の元首にして統治權を總攬し給ふが、統治權の一作用たる立法權は、帝國議會の協賛を以て行はせられる。帝國議會は國民の公議を代表して立法に參與し、統治を翼賛し奉る憲法上の

貴族院と衆議院

機關である。

帝國議會は貴族院と衆議院との兩院から成る。貴族院は貴族院令の定むるところにより、皇族華族及び勅任せられた議員を以て組織される。衆議院は選舉法の定むるところに従ひ、公選された議員を以て組織し、四百六十六人を以て定數となし、任期は四箇年である。衆議院議員の選舉人となる資格を選舉權といひ、滿二十五歳以上の帝國臣民たる男子は、特別の事由ある者を除いてすべてこれをもつ。



帝國議會會場

議員に選舉される資格を被選舉權といひ、滿三十歳以上の選舉權

議會の任務

者は原則としてこれを有する。帝國議會が二院制度を採るのは審議を慎重にし、社會各層の意見を代表せしめ、互に牽制して極端に趨ることがないやうにするためであつて、兩院の間に上下の別はない。

帝國議會は法律案と豫算案を審議議決することを主なる任務とし、法律案は政府が提出するほか、兩院もまたこれを提出することが出来るが、國家の歳入・歳出の豫算案は政府が毎年これを編成して提出する。議案は兩院を通過した時に始めて議會の協賛を得たことになる。協賛を経たものは天皇の御裁可を仰いで、始めて法律または豫算として公布せられるのである。

天皇は毎年一回帝國議會を召集せられる。これを通常議會といひ、會期は三箇月である。臨時に緊急の必要がある場合には、臨時議會を召集せられる。召集の後、天皇はその大權により議會の開

議會の活動

會及び閉會を命ぜられ、また、停會を命ぜられることがあり、更に政府が衆議院と意見を異にする場合、輿論の判断に問ふため、政府の奏請に基づき、天皇は衆議院の解散を命ぜられることがある。解散があれば三十日以内に總選舉を行ひ、解散の日から五箇月以内に議會が召集される。

清き一票

以上のやうに、帝國議會は國政上重要な地位にあるから、その論議は公明正大で、その定むるところは國民の輿論に叶はなければならぬ。故に、議員は民意を代表して國事を議するに適當な人物であることを要し、國民は國を思ふまごころをその一票に注ぎ、慎重に選舉しなければならぬ。

婦人は現在選舉權を有しないが、常に政治知識の涵養に心がけ、選舉に際しては公正なる輿論の赴くところを理解し、有權者をして有効にその一票を行使せしめるやう内助の功ありたきものである。

**課題** 議員選舉に際して婦人はどんな活動をなし得るかを研究なさい。

#### 四、輿論

輿論の尊重

社會の或問題について、その成員の大多數が一致してもつ意見を輿論といふ。社會の圓滿なる發達を圖るには、正しい輿論を尊重して事を行はなければならぬ。立憲政治が輿論を尊重する所以はこゝにある。

輿論の決定

成員の少い小規模の社會では、全體が相會して意見を述べることが出来るから、輿論の何たるかは直ちに明らかになる。しかし、成員が非常に多くなると、輿論を確定するには、成員の中から各方面の意見を代表する一定數の議員を選出し、これを一堂に會せし

めて大和の精神を以て正しい意見を交し、多数を占める正論を以て事を處するのが最もよい方法である。これを代議制度といひ、我が國を始め立憲國に於て國事を議するに多数決の制度を採るのはこれがためである。

社會の規模が大きくなるにつれて、その内容は複雑になり、そこに起る問題は多種多様になつて、誰でもすべての人が正しく理解し、判断することが出来るとは限らなくなる。そこで、その成員の中で特に或問題に精通し、確たる意見をもつた人が、その意見を他の人々に示して賛同を得、みづから議員に選舉されてその所信を主張することが必要となる。さういふ人々は相集つて團體をつくり、その意見を綱領として掲げ、相協力して活動するやうになる。かゝる團體の綱領が多数に支持せられるやうにとめ、その政治的實現につとめるものを政黨といふ。

我が國に於てはこれまで政友會、民政黨等の政黨が存在してゐたのであるが、時勢の進運に伴ひ自發的に解黨し、一億一心となり、總力を擧げて大政を翼賛することとなつた。ここに於て帝國議會開設以來存在した政黨、政派は全く消滅して、無黨無派の議會となつた。

我が國の婦人は、直接に參政權をもたないため、概して國や地方の政治に無關心であるのは遺憾なことである。政治は我等の生活と深い關係を有し、家庭生活に影響することを知り、議員の主張と行動とに公正な批判を下し得る力を養ひ、健全な輿論の行はれるやうに心がけることが肝要である。

**課題**

- 一、大政翼賛運動とはどんなことですか。
- 二、婦人に政治知識の必要な理由を述べなさい。

### 第三 地方自治

#### 一、自治の精神

自律の精神

自分の事は自分でせよと我等は幼時から教へられた。この自律生活は個人に必要なばかりでなく團體にも必要である。

自治制度の由来

我が國には古くから各地方に住居する者が、近隣相互に團結する習慣をもつてゐた。地方自治制度は、この隣保相親しみ睦ぶ舊慣を尊重しつゝ、地方の團體をしてみづから共同の利益を圖り、その地方に即した幸福を増さしめようとの大御心から明治天皇の定め給うたものである。この制度によつて、各地の事務をそれぞれ地方に分擔せしめ、人民をしてこれに參與させ、政府の事務の繁雜を省くとともに、人民の本務を盡くさしめようとするのである。即ち地方自治とは、府縣市町村などの地方の團體が、政府から

自立自營と協同

委任された仕事や自己に固有な仕事を、政府の監督のもとでみづから行ふことをいふのである。

されば、地方自治を全うするには、各個人に自立自營の精神がなければならぬ。個人として自立自營し得る人でなければ、また團體の自治を行ふことも出来ない。自立自營の精神とは、各人がみづから責任を負つて身を處する意味で、他人と協同せずして孤立することではない。團體生活は人間の本性である。自治の精神はその團體の共存共榮を圖り、團體とともに自己の生活を向上せしめるために嚴として公德を守ることである。地方自治には、公共のために協同し、常に大御心を體し、一身の利益をも犠牲として地方の向上と團體の幸福とを圖る精神が必要である。更に、これに加ふるに個人が強い責任觀念を有し、どこまでも公共のためにその任務を盡くす精神が大切である。そこにおのづからなる秩

責任と秩序

序が生じ、團體生活の圓滑を期することが出来る。自治團體内に一人の無責任者がゐることは、一家内に一人の病人が存するやうな障礙を來す。このやうに、各人が自立自營の力を有し、公共のため自己を捧げ、他人と和衷協同してあくまで自己の責任を果す精神があつて、こゝに地方自治は發達することになるのである。しかして、これにより各人は最も生活に即した實質的な政治上からの幸福を享けるわけである。立憲政治の基礎もこゝに存する。

**課題** 地方自治によつて生活が利せられた例を考へなさい。

二、地方自治團體とその運営

市制町村制及び府縣制は、地方自治制度を定めた主な法律であつて、これによつて市町村府縣といふ地方自治團體が設けられた。これらの團體は、市制町村制等のやうな法律によつてその公共事

市町村と  
道府縣

議決機關  
と理事機  
關

務、その他の仕事を政府の監督の下に處理するのである。しかし、普通の個人のやうにみづから權利を有したり義務を負うたりすることが出来る。即ち、法人格を與へられてゐるのである。北海道も法律によつて法人格を與へられた自治體である。

地方自治體には市町村會、市參事會、道府縣會、道府縣參事會のやうな議決機關と、市町村長、府縣知事、北海道廳長官の如き理事機關とがある。議決機關は、市町村、道府縣の處理すべき仕事を審議し決定することを原則とするのであり、自治體内の公民が選舉した議員を以てこれを組織する。理事機關は即ち執行機關で、議決機關の決定した事がらを實行する機關である。

市町村の住民の中で、年齢滿二十五歳以上の男子で引續き二年以上その市町村の住民たる者は、市町村の公民といひ、公民は市町村の選舉に參與し、市町村の名譽職に選舉せられる權利を有し、ま

公民

自治體の活動

た選舉せられたときはこれを擔任する義務を有する。このやうな權利と義務とを併せて公民權といふ。道府縣に於ては、その包含する市町村の公民を以て同時にその公民とする。

市町村會は市町村長がこれを招集し、市會では議員中から議長及び副議長が選舉され、町村會では町村長が議長となる。市町村長は市町村會に議案を提出し、また、その議決を執行する。市町村長の下に助役・収入役その他の吏員があつて、これらの機關によつて市町村政が運営せられる。

道府縣は市町村の上級地方自治體であり、その執行機關たる府縣知事、北海道廳長官は同時に中央政府の命を受けて國政を處理するものである。

これらの地方自治體の設置も、また萬機公論に決し給ふ明治維新の國是の實現にほかならないのであるから、市町村道府縣民の

會議精神

自治と選舉

公議が正當に代表せらるべきで、地方議會の議員は、きはめて公正なる立場に於て地方全體の福利増進を念とし、いさゝかも私心や情實があつてはならない。また、會議は多數によつて決定せられるものであるから、一たん議決された以上は、私心を去つて公論に服する會議精神を以て、その執行に力を致すことが肝要である。

地方自治が正しく行はれるかどうかは、議員の心がけによるものであるから、自治の精神を高くもつ徳望、識見ある人物を、私情私利を離れて公明に選舉するのが市町村道府縣公民の義務である。この義務をないがしろにし、或は怠つて投票を棄權するやうなことがあつてはならない。

現在は婦人に公民權はないが、地方自治體は最も直接に家庭と關係のある事がらを處理するのであるから、常に心を用ひて地方政治を理解し、婦人の公正な意見を反映せしむるやうにしなければ

婦人の立場

自治の精神と國運

ばならない。

しかして、自治の精神は、我等の周圍の小さい團體たる學校の教室、女子青年團、同窓會等にもまた行はれて、團體の事業をりつばに生かすことにならう。下はこれらの小團體から、上は市町村、道府縣の團體まで自治の精神が發現されれば、國運もまたおのづから隆昌に赴くのである。

課題

- 一、地方自治體に於て、婦人の公正な意見を反映せしむるにはどうしたらよいか、みんなて研究し合つてみなさい。
- 二、自治の精神はどんな機會に生かし得るかを考へなさい。

#### 第四 正義

##### 一、正義觀

社會と正義

畏くも明治天皇は、維新の初に、

舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

と仰せられたが、これは正義の大精神を發揚せよとの大御心と拜察せられる。正義が輝くとき國運は興隆し、正義が蔽るれば社會は暗黒となる。「無理が通れば道理ひつこむ」といふ諺があるが、そのやうな社會では平和で幸福な生活はたうてい望まれない。

正義に反するものは邪惡であり不道理である。これを人間社會にみるに、人には強弱、智愚、貧富の差異がある。共存共榮すべき社會に於ては、強者は弱者をいたはり、智者は愚者を導き、富者は貧者を助けるのが道理であるのに、もしその反對に、強者は弱者を苦しめ、智者は愚者を虐げ、富者は貧者を壓したならば、世は弱肉強食の修羅場となつて社會の秩序は破壊されるであらう。社會秩序を紊して他を苦しめるのは正しく道理に反する。正しい義理を

重んじ、不正を斥くるところに正義の觀念がある。正義は他人に對して不正をせず、また他人に不正をさせないことに存するのであつて、我等は正義を守る國民となつて、我が日本をいよく天地公道に基づき正義の光の輝く國たらしめなければならぬ。

課題

團體生活から正義の觀念が失はれたらどうなるか。

### 二、操 守

操守と勇氣

孟子が、富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、これをこれ大丈夫といふ。と言つたのは、まことに正義を守る能度を言盡くしたものである。人はやゝもすると利益や地位や權力のために動かされ易いものであるが、かやうな誘惑や壓迫に遇つた時に、しつかりと正義を持して心を動かさない人こそ眞に操守の固い人といふべきである。このやうな人々によつてかた

ちづくられた國家は、正しく清く、人みなが眞の幸福を味はふことが出来るのである。正義を守るには、あくまで堅固な意志と勇氣とが必要である。「自ら反みて縮くんば、千萬人といへども吾往かん」とあるやうに、自分の心に省みて正義と信ずるならば、たとひ己に反對する者がいかに多數であらうとも、敢然としてその道を往くの勇氣がなければならぬ。正義は我等に勇氣を與へる。正義の輝く道に邁進して、壓迫や誘惑に動かされないのが人間の人間たる價値である。女性の最高の價値も操守にあるのはもちろんである。

課題

歴史上操守の堅固であつた女性の例を擧げなさい。

### 三、權利と義務

權利・義務の意義

正義を重んじて社會の秩序を維持するためには、國法が必要で

ある。個人の権利と義務とは、國法の規定によつて定められてある。権利は國法によつて始めて與へられるのであつて、法を離れて権利はない。國法があつてこそ我等の身體・名譽・財産・自由も權利として保護を受けてゐるのである。されば、我等が社會に處して行くには、自己の權利を尊重することが必要であると同時に、他人の權利を重んじ、これを侵害してはならないこともまた當然である。權利と義務とは表裏をなしてゐるものであつて、權利を主張することのみを知つて、義務を果すことを怠るのは、社會の正義に反するといへよう。

文明國に於ては、權利を侵害されたときには、國法の定むる手續に従つて、その回復保全をなすべきであつて、これがために司法の制度が設けられてある。

**課題** 人が權利のみ主張して、義務を怠つたらどうなるでせうか。

## 第五 國 法

### 一、法

人間が社會をかたちづくり團體をなして生活するには、一般に通ずる行爲の規則がなければならぬ。各人がそれ／＼に欲するまゝの行動をして他の迷惑を顧みないならば、弱肉強食の状態となつて、人間の共同生活は破壊されるであらう。團體生活には必ず秩序がなければならず、この秩序を定めるものは規則であつて、國家の秩序を規定したものが法である。

法は、廣い意味では國家の規則即ち國法から、國家間の規則即ち國際法までを含めていひ、狭い意味では國法のみをいふ。更に國法にも廣狹二様の意義があつて、廣くは皇室典範及び大日本帝國憲法をも含めた國家の規則を國法といふ。狹義には、教育に關す

團體生活  
と法の必  
要

法の意味

法律命令

る勅語に、國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒト仰せられてある場合のやうに、皇室典範及び大日本帝國憲法を指して國憲といひ、國法はそれ以外の國の法律命令をいふのである。

法律といふ言葉は法の意味に用ひられることもあるが、憲法上に於ては、帝國議會の協賛を経て天皇の發せられる國法であつて、民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法など重要な國法はみな法律として制定される。命令はもつぱら天皇の大權によつて發せられ、または行政機關に委任して發せしめられる國法であつて、帝國議會の議決を経ないものである。天皇の御親裁によつて發せられる命令は勅令といひ、内閣總理大臣各省大臣または地方長官の發する命令は、それ〴〵閣令省令または府縣令と稱する。市町村の定むる市町村條例や規則も一種の國法である。市町村じかして、法律と命令とはその効力に相違があり、法律を以て命

遵法の義務

釋 孔子  
ソクラテス

令を變更し得るけれども、命令を以て法律を變更することは出来ない。しかし、法律も命令も、國法として國民が遵守する上に輕重の差別はない。

課題

國法は何のために設けられてゐるかを考へなさい。

二、遵法と道德

法律命令に遵ふ

法律は國家の秩序を維持し、公共の福利を増進し、各自の財産と幸福とを保障するものであるから、法律に違反することは、自己の生活を不安ならしめることでもある。國家の秩序を紊り、團體生活を破り、他人の幸福を損ずるものである。それ故、我等は、目的は手段を選ばずとか、この程度の違反ならば目にたつまいなどといふやうな勝手な理由のもとに、かりそめにも法にふれることをしてはならない。遵法の精神は絶対なものである。ソクラテスは

ギリシヤの優れた學者であり徳行者であつたが、彼を敵視する者に誣ひられて獄中にあつた。弟子の一人は先生を失ふことを嘆いて脱走を請うたが、ソクラテスは嚴としてこれを斥け、國法に背いて生を長らへるよりも、國法に遵つて死ぬことが本懐である。と言つて處刑された。遵法の精神とはかやうな心構をさしていふのである。

我が國法は、天皇陛下の國民に對する御命令であり、御教であり、畏くも御親ら固く守らせ給ふものである。君國のために盡くすのであり目的が正しいのであると信じてなしたことも、手段たる行爲が天皇の御命令御教に背いては、忠誠を致すとはいへないのである。社會の安寧秩序を維持し、國家の存立を全うするには、憲法を始め市町村の條例規則、更に進んで各自の所屬團體の規約より街頭の交通信號に至るまで、進んでこれを遵守し、常に尊重し

なければならぬ。

## 法律と道徳

しかし、遵法のみを以て人間を最上完全とすることは出来ない。法の根本には更に道徳がある。例へば、父母を扶養する義務は法律に規定してあるのであるが、そのために致し方なく行ふのでは何の愛情も美しさもなく、親孝行とはいへないのである。自然に湧く愛敬の念から孝養を盡くしてこそ、法律以上の道徳を實踐することになるのである。法律によつて罰せられるのが怖しいから盗みをしたくないといふのでは、そこには何の清さも高さもなく、正直な人とはいへない。良心の清さから正しい行をしてこそ、法律を超えて社會を更に住みよくする道徳の發現になるのである。

たゞ形式上法を守り、法に違反しないといふだけでは自治の精神に達せず、國民の本分を盡くしたことはない。遵法は良心に出で、誠の心を以て法の命ずるところを行ふことであり、道徳

にまで到達しなければならぬ。

■ 遵法は絶対である所以を述べなさい。

### 三、裁 判

國法は社會の秩序を維持し、國民の權利を保護するため設けられてゐる。もし、法を犯して社會の秩序を紊したり、他人の權利を侵害したりする者があれば、法を解釋適用して相當の制裁を加へ、また良民の權利を保護しなければならぬ。これを司法といふ。されば憲法には、特に、司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フと定められて、天皇に代つて裁判所が民事及び刑事の裁判をする。裁判所が菊の御紋章を戴いてゐる所以である。

裁判は公平無私でなければならぬから、裁判官は行政機關や上官など一さいの他の者の指圖や干渉を受けず、法のみをよりど

司法と司法權

行政司法

裁判の種類と裁判所の構成

ころとして自己の慎重な考慮によつて、その解釋適用をなすのであり、且また、その地位は保障されてゐるのである。これを司法權の獨立といふ。

民事裁判とは、民法、商法等の定むるところの權利義務に關する係争があつた場合に、これを決定する裁判であり、刑事裁判とは、犯罪があつた場合に、刑法によつていかなる刑罰を科すべきかを決定する裁判である。

裁判所には區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種類がある。區裁判所は、一人の裁判官即ち判事が單獨で輕微な事件を第一審として裁判する。地方裁判所は、三人の判事が合議によつてやゝ重い事件を第一審として裁判し、また區裁判所の判決に對する不服の申立即ち控訴を裁判する。控訴院は判事三人が合議を以て地方裁判所が第一審として下した判決に對する控訴を裁判する。

訴訟と調停

大審院は判事五人が合議を以て裁判する終審の裁判所で、主として地方裁判所が第二審として下した裁判及び控訴院の裁判に對する不服の申立即ち上告を裁判する。このやうに、三度まで同一事件の裁判を受けることの出来る制度を三審制度といふ。その趣意は法律の解釋を一定にし、審理を慎重にするためである。

訴訟とは、當事者双方を相對立せしめ、双方の主張を聽いて裁判官が裁判する手續をいふ。私人が民法・商法などによつて有する權利を他人から侵害された時は、被害者は裁判所に訴へて權利の保護を求めるのである。これを訴訟の提起と稱し、訴を提起する者を原告、相手方を被告といふ。裁判所は當事者双方を裁判所に出現せしめ、證據調をなし、次いで口頭辯論をなさしめ、最後に法規に基づいて判決する。なほ、借地・借家・小作・商事・人事の争に關してはその調停法が定められ、裁判所が調停委員を命じ、當事者双方の

陪審

互譲によつて事件を圓滿に解決することにつとめる。人事調停委員には婦人も任命されてゐる。

陪審は、裁判官をして社會の實情に通ぜしめ、國民をして裁判に對する信頼を厚からしめるために、國民をして裁判に參與せしめ、司法への協力をなさしめるものである。地方裁判所に於ける或種の刑事裁判について、陪審員として選定せられた者が犯罪事實の有無を認定し、裁判所はこの認定に基づいて法を適用し、刑を言渡し、または無罪を言渡すのである。

課題 司法權の獨立とはどんなことですか。

## 第六 國民經濟

### 一、産業と貿易

人間が生活して行くには、食物・衣類・住居が必要であり、そのほか

生産

にもさまざまの物資を要する。それらの物資即ち生活資料を得るためには、人間は自然に對して働きかけなければならぬ。土地に種子を蒔き自然の力を利用して穀物を收穫し、或は既に自然の力によつて出来上つたものに、人工を加へて消費に適切なやうにする如きはその例である。このやうな働を生産といふ。生産に必要なものは原始時代は自然と労働とであつたが、後にはそのほかに資本をも必要とするに至つた。自然労働資本の三つを生産の三要素といふ。經濟生活の發達に伴ひ、生産に必要な原料や機械等はもとより、労働する人も賃銀を以て備ひ入れ、一定の計畫の下に物を生産し、これを市場に賣出して、その生産に要した貨幣額以上の貨幣を獲得しようとする生産形式が現れる。これが企業である。

## 貿易

世界の國々は、それ／＼國土の事情によつて産業の状態を異に

し、生産物を異にするから、互に剩つたものを他に與へ足りないものを他に仰ぎ、以て有無相通じなければならぬ。これをなすのは貿易による。我が國では年々多額の棉花、石油、羊毛、鐵機械類、豆類、ゴム、パルプ、木材等を輸入し、生糸、綿織物、絹織物、絹織物、罐詰及び食料品等を輸出してゐる。

貿易に於て、輸入の額が輸出の額を超過する時は、それだけ金貨が海外に流出することとなり、國富の減少を來し、國民經濟を脅かすことになるから、輸入超過にならないやうにしなければならぬ。即ち資源の愛護開發とともに、國內の生産力を擴充し、輸出の増大を圖り、國産品を愛用して生活資料を豊富にし、更に移出入關係の圓滑緊密を期することが肝要である。

## 課題

なぜ國産品を愛用しなければならぬのですか。

## 貨幣

## 二、物價と金融

今日の社會では、直接物と物とを交換することはきはめて稀で、貨幣を媒介物とし、これによつて物を交換する。各國では貨幣の流通を確保するために、それ／＼一定の貨幣制度を設け、貨幣に強制通用力を與へてゐる。我が國の貨幣法によると、政府は貨幣の製造及び發行の權を獨占し、純金の量目七百五十ミリグラムを以て價格の單位として圓と稱し、金貨幣の種類を二十圓、十圓、五圓の三種とし、これを本位貨幣として無制限に通用させてゐる。しかし、本位貨幣たる金貨は、國內の日常取引では事實上殆ど用ひられてゐない。金貨幣以外に小額の取引を圓滑ならしめるために、銀貨幣ニッケル貨幣青銅貨幣その他が補助貨幣としてつくられてゐる。このやうな貨幣制度を金本位制といふ。貨幣にはこれら

## 物價と物價調節

の硬貨のほかになほ紙幣がある。紙幣は硬貨の代用をする證券であつて、政府みづから發行するものと特定の銀行に發行させるものがある。我が國では、日本銀行が紙幣を發行する。ほかに、朝鮮銀行、臺灣銀行も紙幣を發行し得るが、その通用範囲は限られてゐる。

物の價格は、これと交換される貨幣の割合を示すもので、その物の生産費を基準とし、需要供給の關係によつて變動する。物價とは諸商品の價格の總括的稱呼である。物價は貨幣の數量に従つて騰貴し、或は下落するのが普通である。即ち、貨幣が増加すればその購買力が減少して物價騰貴を來し、貨幣が減少すればその購買力が増加して物價は下落する。たゞし、箇々の商品の價格は、このやうな一般的な物價の變動に伴はないことがある。即ち、米の收穫が多かつたために米價が下落し、棉花の輸入が乏しいため

## 金融機關

に綿布の値が暴騰する如きである。一般物價の水準に比較して箇々の物價が甚だしく騰貴し、または下落しては、國民の經濟生活を脅かすことになるから、政府は、價格等統制令・暴利取締令等を定めて價格の調節を圖つてゐる。

貨幣は、そのまゝ藏つておいただけでは殖えも減りもしないが、それが産業の資本として活用されることによつて利益を生ずる。そこで資本を必要とする企業者と、利殖を希望する人との間に立つて資金を適當に活動させる仲介者が必要である。金融機關はこの必要から生まれたものである。

金融機關の中で最も重要なものは銀行であつて、企業家と企業家との間に立つて支拂の仲介をするほかに、一般預金者から預金を受け、これを産業資本として企業家に貸付ける。企業家はこれによつてその事業を經營し、そこから生じた利益の一部は銀行を

## 金融政策

通じて預金の利子となり預金者の所得となる。銀行のほか、信託會社・信用組合・質屋等も金融機關に屬し、保險會社・倉庫會社等もまた金融業務をいとむ。

各種の金融機關は、政府の監督を受け、それによつてその内容並びに營業範圍が定められてゐる。好景氣の時には資金の需要が多く、供給がこれに伴はないから金融は逼迫して金利は昂騰し、財界不況の時は金融緩漫となつて金利は下るのが常である。しかし、政府は國民經濟上必要ある場合は、國內産業の振興助長を圖る目的から低金利その他種々の方策を講ずる。

## 課題

紙幣には實質的價値がないのになぜ通用するのでせうか。

## 三、所得と消費

## 所得の意義

我等が直接間接に生産に干與することから生ずる収入を所得

消費の意義

といひ、所得は財産所得、勤勞所得、企業所得の三種に區別される。財産所得とは財産を生産に提供することによつて生ずるもので、土地に對する地代、建物に對する家賃、資本に對する利子がこれである。勤勞所得とは賃銀、俸給等をいひ、企業所得とは企業をいとなむことによつて生ずるもので、利潤と稱せられる。

我等は自己の所得によつて、既に生産された生活資料を購買し使用して生活する。これが消費である。

生産と消費とは必ず相伴なふものであつて、この釣合のよくとれるところに産業の發達、國運の發展がある。消費の單位は第一に家であり、家の消費を掌る者は多く婦人であるから、女子は家庭に於ける収入、支出の關係を計畫的にして無駄な消費を慎まなければならぬ。更に、政府は國民經濟の健全な發達を圖るために種々の政策を樹てるのであるから、常に政府の政策をもよく理解

して、それに協力することを忘れてはならない。

課題 一家の經濟と國家經濟との關係を述べなさい。

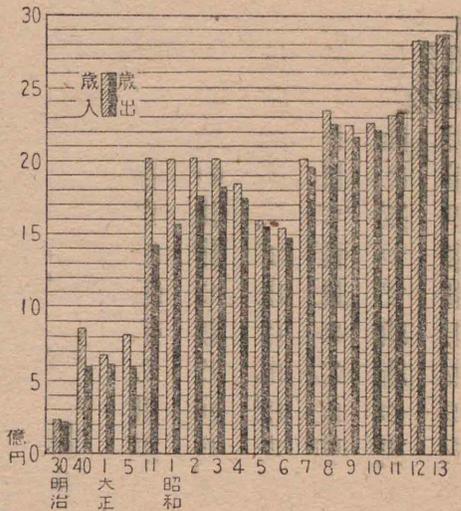
### 第七 納 稅

#### 一、國家並びに地方の財政

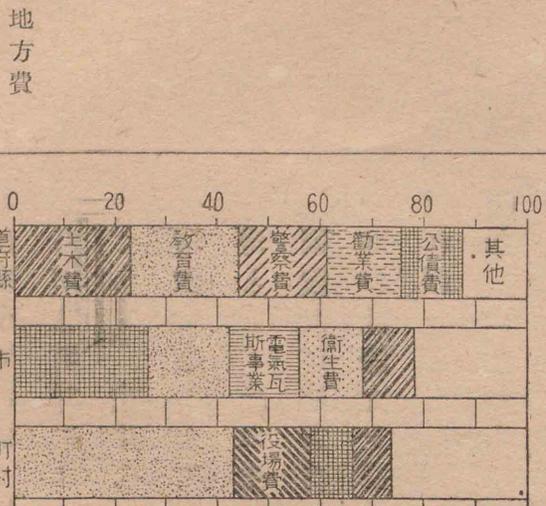
國家の存立を維持し國運の隆昌を圖るのは、國家と運命を共にする國民の義務であるから、國家の存立に必要な經費を負擔するのは當然國民でなければならぬ。それ故憲法に於ては、兵役と納稅とを以て國民の二大義務としてゐる。國防、教育、産業、交通等の各方面に互つて政府の支出すべき經費は多額に上る。殊に、實際間の競争が劇甚となつた今日では、ますます國力を充實させる必要があるから、國民の負擔はおのづから増加する。個人の私經濟は入るを量つて出づるを制するといはれるが、公の經濟は出づ

國費と豫算の編成

るを量つて入るを制するのである。國費の負擔は國民が名譽に  
かけて果さうとするものであるが、しかし、經濟の負擔が國民の實  
力に應じなければ、却つて國民  
の生活を壓迫し、その力をそぐ  
ことになるから、財政計畫の適  
否は國運の消長に至大の關係  
をもつものである。それ故、政  
府は適當な財政計畫を樹て、豫  
算を編成してこれを施行する。  
即ち、四月一日から翌年三月三  
十一日までを一會計年度とし、一箇年間の收入・支出即ち歳入・歳出  
の見積をつくる。



業からの収入もある。なほ、臨時に多額の経費を要し、或は永久に  
利益を受ける施設のために資本を要する場合には、公債を募集す  
ることもある。



(昭和十一年)

歳出は、國家内外の状況と將來の大勢と  
によつて経費の種類と金額とが見積られ  
るのであつて、世界の情勢と東亞に於ける  
我が國の地位に鑑み、多額の國防費が計上  
されるのは當然である。それとともに、厚  
生・教育・産業等に要する経費もまた膨脹し、  
東亞新秩序建設途上にある我が國の國勢  
を如實に示してゐる。

地方自治團體たる市町村や道府縣にあ  
つても、國家に於けると同様に、毎會計年度の歳入・歳出を見積り、豫

算を編成して財政計畫を樹て、それ／＼議決機關の議決を経ることになつてゐる。歳入については、道府縣は租税を主なるものとするが、市町村に於てはその財産からの収入を第一義とすべきものである。歳出については、道府縣に於ては土木費が多額を占める現狀であるが、町村では教育費、殊に小學校費が歳出の半ばを占め、時としては六七割にも達するところがある。

國家及び地方自治體の財政に關聯して、我等はます／＼堅實に我等の經濟力を築き、餘裕を以てその負擔を荷ふ實力を用意しなければならぬ。

**課題**

現在のやうな時局に、國民が納税を怠つたらどうなるか。

## 二、租 税

租 税

租税は、政府または地方自治團體が、その經費に當てるために人

國 税

民から徴收する金錢收入である。古くは、租庸調の制度が行はれ、江戸時代になつても大てい現品または勞力を賦課してきたのであるが、明治維新以來、原則として貨幣を以て納めることになつた。政府の課する租税即ち國税は、これを直接税と間接税とに分ける。直接税とは直接に納税者の負擔する租税をいひ、所得税、地租、營業收益税、資本利子税、臨時利得税、相續税等がこれである。所得税は國民の經常收入たる所得に課するもので、我が國税制の根幹をなすものであり、法人の所得に課する第一種所得税と、公債、社債、銀行預金の利子、貸付信託の利益等に課する第二種所得税と、それ以外の個人の所得に課する第三種所得税とに分たれる。第三種所得税には一定の免稅點が設けられ、年所得額がそれを超過する場合に課税され、所得額の増加につれて稅率は高くなる。地租、營業收益税、資本利子税、臨時利得税は、所得税の缺點を補つて課税の

公平を期する性質を有する。即ち、地租は原則として土地所有者に課し、營業收益税は營利法人及び一定の營業をなす個人に課し、資本利子税は第二種所得税と重複して課税せられる。また、臨時利得税はその既往の、または一定期間内の平均利益を超過せる利益金額、即ち臨時利得につき課するものであるから、營業收益税に加重して課税されるわけである。相続税は財産相続につき課税するもので、家族制度の維持といふ點から、家督相続の税は遺産相続の税よりも低率にしてある。即ち、家督相続は五千圓、遺産相続は千圓を免税點とする。

間接税とは、酒税、砂糖消費税、織物消費税、關稅等や、支那事變による國費の膨脹のために新設された物品特別税、通行税、入場税等の如く、納税者は製造者、經營者または商人であるが、納税額を商品の價格に加へ料金の中に含めるから、結局消費者や利用者に負擔が

## 地方税

轉嫁されるのを常態とする租税である。

地方自治團體の課する租税即ち地方税には、府縣税と市町村税とがある。府縣税には、直接國税に對する附加税と、ほかに特別税とがあり、市町村税にも同様に、直接國税及び府縣の特別税に對する附加税とほかに特別税とがある。

租税は、帝國議會の協賛を経た法律に基づき、または地方議會の議決に従つて徴收されるものであるから、結局自分自身でそれをきめて自分自身の保全發展のために納めるものにほかならない。租税を滞納して強制處分を受けるやうなことは、立憲自治の民としてこの上もない恥辱である。まして申告を偽つて脱税を謀るなどは、公民の本分に違背する罪惡である。しかして、納税義務の完全な履行は、一家の經濟を掌る女子の力にまつことが大きいから、我等は納税の大切なことを自覺し、第一の支出としてその豫算

## 納税の義務

をとり、決して滞らせることのないやうに心がけなければならぬ。

**課題**

あなたの家で納める税の種別を調べなさい。

## 第八 国防と國交

### 一、国防と軍備

平和は人類の理想であるが、今日のやうな世界の情勢では、恒久的な平和を望むことは出来ない。何となれば國際間の道徳がまだ十分に進歩せず、且、何よりも尊重されなければならぬ各國民の生存權がしばしば脅かされるからである。かゝる場合には、いづれかの國が屈辱に甘んずるか、或は武力に訴へて事を解決するほかはない。我が國は國際平和の確立を圖り、列國との交を厚くすることを以て國是としてゐるが、他の國々の中には常に自國の

國防の必要

國防の強化

利益のみを圖り、その勢を伸ばして他を壓しようとするものがある。支那事變の勃發も國民政府が國際信義を無視して排日を鼓吹し、在支邦人の生命財産を危くし、遂に我が軍隊に對して挑戦するに至つたので、東亞永遠の平和のために我が國も起たざるを得なかつたのである。このやうに國際間の紛争は、平和の裡に解決することが出来なければ實力に訴へるほかやむなきものである。されば、國家を防衛して獨立を保全し、正義を貫徹して國威を發揚するためには、國防の充實が最も必要である。

國防の第一線に立つものは軍隊であるから、國防強化のためには軍備を充實させなければならぬが、同時に産業の發達を圖り、科學の進歩に力を盡くし、卓越せる軍需器材を整備し、銃後の物資を豊富にして國力の充實を期せねばならぬ。

**課題**

國防の必要な所以を述べなさい。

國民皆兵

### 二、國民皆兵と銃後の力

明治天皇は、明治維新に當り、數百年來行はれてきた封建制度を廢し、武士階級の特權を止め、明治六年新たに徴兵令を布き、國民皆兵の古の兵制に復し給うた。大日本帝國憲法第二十條に、日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定めて、國民皆兵の原則を昭示してある。兵役法によれば、帝國臣民たる男子にして、戶籍法の適用を受ける年齢十七年より四十年までの者は、貴賤貧富の別なく一様に兵役に服する旨を定めてある。

忠勇なる軍人をして、戰場に於てもつばら君國のために盡くさしめるには、後顧の憂のないやうにしなければならぬ。現代の戰爭は國力戰と稱せられて、戰線に於て軍隊が相闘ふばかりでなく、經濟思想政治等のあらゆる部門に互る國力の強弱が戰爭の勝

銃後生活の強化と婦人の任務

敗を決することになるのであるから、國防の最高目的を達するには、銃後生活の全面に於て敵をして乗ぜしめる隙のないやうにしなければならぬ。女子も強壯な身體と堅忍不拔の精神とを養ひ、第二の國民の養成につとめつゝ、銃後強化の任を果さなければならぬ。

**課題**

銃後の女性としての覺悟を述べなさい。

### 三、國交と平和

八紘一宇の大精神

よもの海みなはらからと思ふ世に  
 など波風のたちさわぐらむ

明治天皇のこの御製を拜して、世界平和を念じ給ふ大御心の廣さ有難さに感激しないものがあらうか。神武天皇が橿原に都を定め給うた時、八紘を掩うて宇となす」と宣はせられた如く、世界各

和 國交と平

國おしなべて親しい一家のやうになすことが、我が肇國以來の大精神であり、御歴代天皇の大御心である。されば、我が國はまづ東洋永遠の平和を確立し、近きより遠きに及して全世界の平和に貢献することを重大な使命とするのであつて、國民の任務は甚だ重い。

かくて我が國は、國際間の友誼を厚くし、國交の圓滑を圖るために、諸外國に大使、公使等を派遣し、外國に在る自國民の通商産業交通、航海等の利益を保護するために、領事を派遣してゐる。また、各國と條約を締結して、一定の事項について約束する。かやうにして、彼我の國民は互に接近して長短相補ひ、有無相通じ、文化の恩澤を受け、人類文化の向上に貢献するのである。

全人類の幸福、世界の平和確保のためには、更に進んで國際間の協力を行ふことが必要である。我が國が各國と條約を締結して

ゐるのもそのためである。世界平和の維持と文化的事業に於ける國際的協力の促進を圖るため、歐洲大戰後國際聯盟が設けられ、我が國も常任理事國として多年協力し來つたが、昭和八年三月、滿洲國の獨立に關し、無理解にも我が提案を否決したので遂に脱退を通告した。しかし、我が國是には變るところなく、國際聯盟脱退の詔書の中で、特に、

平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ  
と宣はせられてゐる。

國際協力の精神の實現は、必ずしも直接外交上の専門家の力のみによるのではなく、むしろ一國民の他國民に對する私的接觸と、相互の國民の理解と親和とを背景とするものである。このことに關し、女性のもつ役割は大きく、愛敬と同情の念を以て隣邦人と交り、友邦國との緊密なる提携をなさねばならぬ。殊に、滿洲國及

國民外交  
と婦人の  
任務

び中華民國に對してはその必要が切實である。滿洲國は獨立以來、我が國を無二の友邦、唯一の先進國と仰いできたが、更に昭和七年九月十五日の日滿議定書によつて、我が國と國防上並びに國民の生存上不可分の關係を固めた。中華民國も支那事變を契機として久しい抗日の迷夢から醒め、本然の姿にかへり、我が國と相提携して共存共榮の道を歩まんとしてゐる。

かくて、我が國は東洋平和の基礎を確立し、八紘一宇の大使命を實現すべく邁進しようとしてゐるのである。

課題

女性は國際協力にいかなる役割をもつてゐますか。

昭和十四年十二月十五日  
 昭和十五年十一月十五日  
 昭和十七年十月十五日  
 訂正再版印刷  
 訂正再版印刷  
 改訂三版印刷  
 發行

定價 金十五錢  
 送料 三錢



版權所有

青年學校教科書  
 修身及公民科

編者  
 發行者  
 印刷者

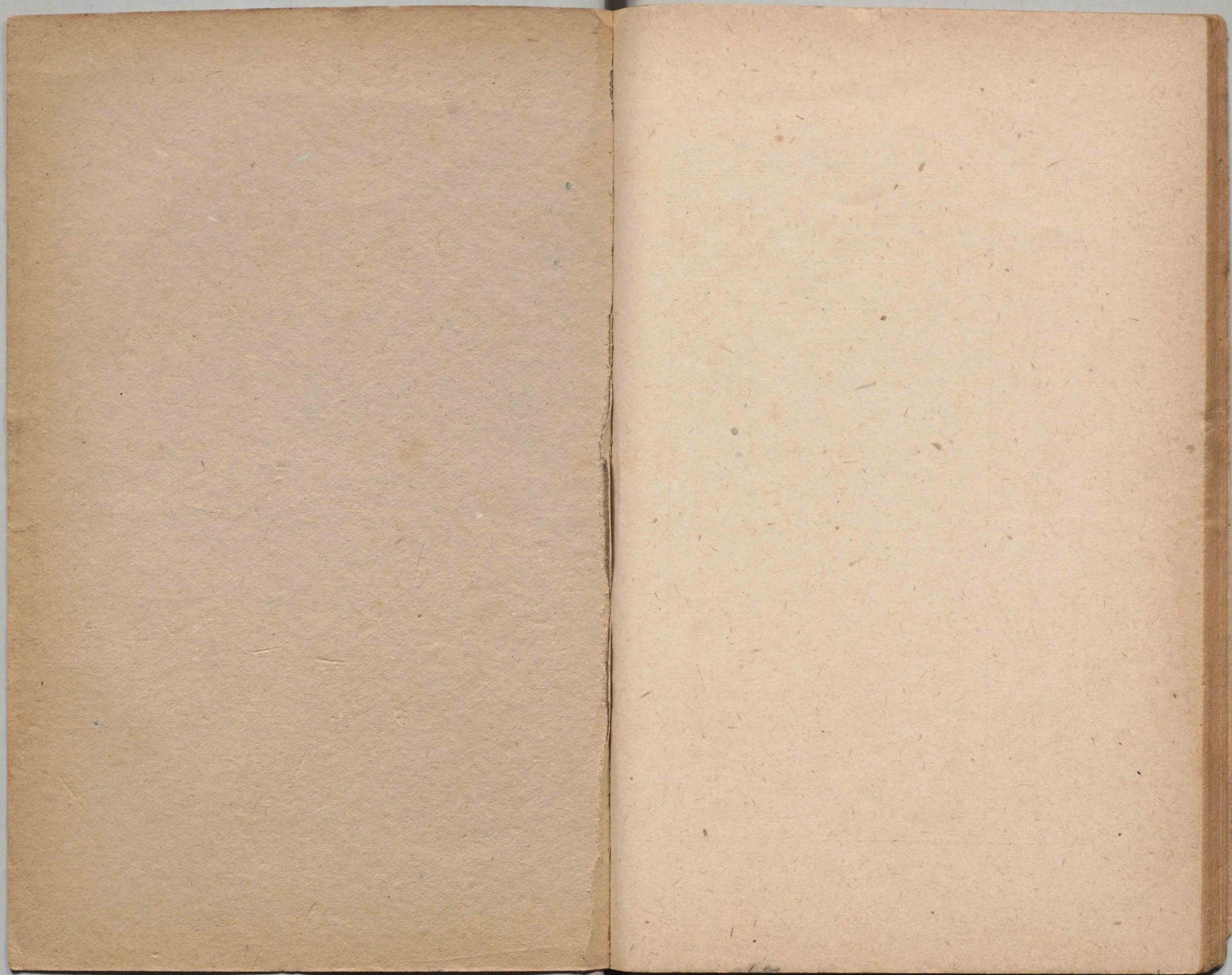
穗積重遠  
 東京市小石川區原町一三〇  
 財團法人社會教育協會  
 右代表者  
 小松謙助  
 山田三郎太  
 東京市下谷區二長町一  
 凸版印刷株式會社

發行所

財團法人

社會教育協會

電話大塚(86) 〇二五八番  
 七七七八番  
 振替東京 二一八三番



広島大学図書

2000081282

